**取引登録審査申請要領**

大阪市高速電気軌道株式会社

工事請負、測量・建設コンサルタント等、物品供給・業務委託、各部購入の取引登録審査申請済みの内容に変更があった方は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）に次の方法により申請してください。

**１　必要資格**

大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第２条第２号に規定する暴力団員、又は同条（大阪府は第２条四、大阪市は第２条(3)）に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしていないこと。

**２　受付時間**

平日の9：00～12：00、13：00～17：00

**３　申請書類の提出**

審査業務を円滑にするため、取引情報登録シート【ｴｸｾﾙﾌｧｲﾙ】を送信後、概ね７日以内に送付（持参）してください。

**４　申請方法**

⑴　当社のホームページから取引情報登録シート【ｴｸｾﾙﾌｧｲﾙ】をダウンロードしてください。

＜ホームページアドレス＞

<https://www.osakametro.co.jp/contract/page/cyoutatsukeiyaku_shinseiyou20210401ikou.php>

　⑵　必要事項を次の順番で取引情報登録シートに入力し、送信先アドレスに送信してください。　＜送信先アドレス　keiyaku-1@osakametro.co.jp＞

ア　「取引登録申請シート」【ｴｸｾﾙﾜｰｸｼｰﾄ】

すべての項目について入力してください。

ただし、本社・本店で契約する場合、「支社・支店・営業所情報」を入力しないでください。また、支社・支店・営業所で契約する場合、「本社・本店情報」は必ず入力してください。

イ　「債権・債務情報登録シート」【ｴｸｾﾙﾜｰｸｼｰﾄ】

「取引登録申請シート」に入力されたデータが、各項目に連携されますので、未入力の項目のみすべて入力してください。

⑶　次の書類を「**６　提出先、問合せ先**」に郵送又は持参にて提出してください。

以下の申請書は、会社の代表者又は受任者で申請してください。

ア　「取引登録審査申請に必要な書類」【ﾜｰﾄﾞﾌｧｲﾙ】

これにより提出書類に不足がないか確認してください。必要事項を入力後、印刷してください。

イ　「取引登録審査申請書」【ﾜｰﾄﾞﾌｧｲﾙ】

代表者で申請する場合は、代表者欄に必要事項を入力後、印刷し、実印又は使用印を押印し、契約上の受任者欄には記入しないでください。

受任者を代理人と定める場合は、契約上の受任者欄に記載押印してください。

ウ　「使用印鑑届」【ﾜｰﾄﾞﾌｧｲﾙ】

(ｱ)　必要事項を入力後、印刷し、実印、使用印、請求印を押印してください。

(ｲ)　実印及び使用印は契約手続き等に使用する印鑑を届けてください。

(ｳ)　実印及び使用印については、

本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名

支店登録をする場合は受任者の役職名又は氏名

が表示されたものに限ります。

※　実印であっても役職名又は氏名が表示されていないものは使用印とすることができません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。また、社名や部署名のみの印鑑も使用印とすることはできません。なお、ゴム印は不可とします。

(ｴ)　請求印は、代金の請求・受領の際に使用する印鑑を届けてください。

　　使用印と同じ印、又は社印（角印）など法人名・商号名・団体名が表示されたもので差し支えありません。

エ　「印鑑証明書」（法人の場合）又は「印鑑登録証明書」（個人の場合）

発行日から３か月以内の原本に限ります。

オ　「取引情報登録シート（取引登録申請シート）＜印刷提出用＞」【ｴｸｾﾙﾜｰｸｼｰﾄ】

「取引登録申請シート」【ｴｸｾﾙﾜｰｸｼｰﾄ】に入力されたデータが、各項目に連携されますので、それを確認して「印刷１～２」をＡ４で印刷してください。

カ　「取引情報登録シート（債権・債務情報登録シート）＜印刷提出用＞」【ｴｸｾﾙﾜｰｸｼｰﾄ】

「債権・債務情報登録シート」【ｴｸｾﾙﾜｰｸｼｰﾄ】に入力されたデータが、各項目に連携されますので、それを確認して「印刷３～４」をＡ４で印刷してください。

キ　「大阪府税（全税目）の納税証明書

発行日から３か月以内の原本またはコピーをお願いします。

納税書の種類は、「府税（全税目）及びその附帯徴収金に未納の徴収金がないことの証明書」になります。

また、大阪府に納税していない場合は納税地のもの

　　ク　履歴事項全部証明書

発行日から３か月以内の原本またはコピーをお願いします。

個人の場合は、住民票記載事項証明書その他本人の住所を証する書類

　　ケ　営業について必要となる免許等を証する書類

　　　　　申請する取引において法令等の規定により、営業について免許等を必要とする場合は、それを証する書類の原本またはコピーをお願いします。

⑷　当社で変更申請の入力内容を確認させていただきます。この際、入力内容等に不備のある場合は、メール、電話等で確認の連絡をすることがあります。

**５　注意事項**

⑴　申請内容の重要な事項について虚偽の申告をした場合には、入札参加資格の承認を受けられません。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。

⑵　申請行為（電子メールでのデータ送付及び提出書類の送付（持参））は複数回しないようにしてください。また、当社の承諾なく複数回の申請行為や指定様式以外のものを使用した場合は、申請が無効となることがありますので十分注意してください。

⑶　申請内容に変更が生じた場合は、必ず変更申請手続きを行ってください。

⑷　法人化・会社合併・会社分割・事業譲渡による変更が生じた場合も、必ず変更申請手続きを行ってください。

⑸　登録内容の変更が完了後も入札に参加する場合は「入札参加有資格者名簿」に登録されていることが必要となりますので注意してください。

**６　提出先、問合せ先**

〒550-8552

　　大阪市西区九条南１丁目12番62号　大阪市高速電気軌道株式会社　３階

株式会社大阪メトロサービス　シェアード連携事業部シェアードサービス事業課　契約センター

電話　06-6585-6271